平成２７年（フ）第１０７１号
大阪府富田林市高辺台３－４－59－403、住民票上の住所兵庫県相生市緑ケ丘１丁目３番６号
債務者　崎本　　茜
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１１８号
大阪府松原市河合２丁目466番地の１、前住所大阪府松原市立部２丁目224番地の45
債務者　髙井紳太郎
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４号
堺市美原区丹上397番地１　ソレアード102号
債務者　石本　　有
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
堺市東区北野田131番地11　ＦＡＭＩＬＬむらき303号
債務者　今村　忠彦
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
長崎県長崎市岩屋町43番32号　１Ｆ
債務者　舛本　貴之
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
長崎県長崎市かき道５丁目３番５－1002号、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ516号
債務者　津田　光政
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
長崎県長崎市小瀬戸町1009番地19（旧住所）
愛知県刈谷市若松町４丁目18番地　リベラルオータ108号・愛知県高浜市春日町６丁目７番地35　Ｗｈｉｔｅ　Ｈａｐｐｉｎｅｓｓ　Ｂ103号
債務者　森部　一平
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
北海道釧路郡釧路町別保南１丁目100番地２　54Ａ１－３号室
債務者　魚住　秀夫
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２３３号
北海道釧路郡釧路町別保南１丁目100番地２　54Ａ１－３号室
債務者　魚住千恵子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２５年（フ）第７１８号
福岡市中央区清川３丁目25番13号
破産者　株式会社音羽工業所
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末161番地１
破産者　五月女孝之
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５７号
栃木県宇都宮市芦沼町3523番地
破産者　斎藤宏ナーセリーこと　斎藤　宏幸
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８２号
新潟市西区坂井砂山１丁目２番30号　ダイアパレス道上山303
破産者　亡金井寛相続財産
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
神奈川県厚木市水引１丁目５番８号
破産者　有限会社宮本庵
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３８号
愛知県岡崎市欠町字下口31番地１
破産者　有限会社ＷＩＮ－Ｄ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
愛知県岡崎市元能見町158番地
破産者　有限会社タカラヤ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
熊本県菊池市七城町蘇崎1196番地６
破産者　株式会社津地
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１４５号
北九州市小倉北区大畠１丁目３番６－102号
破産者　権藤　芳徳
1　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
2　一般調査期日　平成28年３月23日午後１時30分
平成28年１月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部